

1 計画の概要

（1）背景・目的

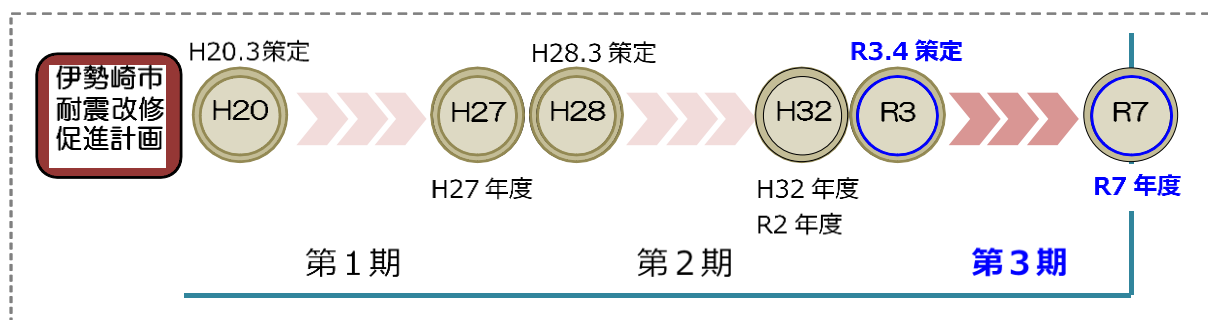
阪神・淡路大震災の後、大規模地震に伴う建物被害、人的被害等の軽減を目的として、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」が制定されました。その後、東海地震等の国の地震被害想定や新潟県中越地震等の被害地震の発生を受けて耐震改修促進法が改正され、本市は「伊勢崎市耐震改修促進計画」を平成20年3月に策定しました。

平成23年3月の東日本大震災により、広範囲にわたり甚大な被害が発生しました。国が実施した南海トラフ巨大地震及び首都直下地震の被害想定によれば、東日本大震災を上回る被害が予測されています。こうした地震の発生に備え、耐震改修促進法が改正され、本市は「第2期伊勢崎市耐震改修促進計画」を平成28年に策定しました。近年では、平成28年4月の熊本地震、平成30年6月の大阪府北部地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震など各地で地震の被害が発生しており、地震対策の緊急性がより高まっています。

本市においても、昨今の新たな動向と整合を図り、令和2年度までであった従来の計画の目標等を見直し、令和3年度以降も引き続き住宅・建築物の耐震化促進の施策に取り組んでいくため、「第3期伊勢崎市耐震改修促進計画（2021-2025）」を策定しました。

（2）計画の期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とします。



(3) 対象とする建築物

本計画では、全ての既存耐震不適格建築物の耐震化を促進することとし、その中でも、とりわけ次表に掲げる住宅及び建築物を中心に耐震化の促進を図ります。

種 類		内 容	備 考
住 宅		○市民の生命・財産等を守るとともに、被災地域の減災という視点からも重要な住宅の耐震化を促進します。	戸建て住宅、共同住宅（長屋住宅含む）
特定既存耐震不適格建築物		○一定規模以上の施設の耐震化を促進します。 ①多数の者が利用する建築物 ②被災することにより甚大な被害が発生することが想定される危険物等を取り扱う建築物 ③地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物	耐震改修促進法第14条に定める特定既存耐震不適格建築物※
耐震診断義務付け対象建築物		○公共公益性が高いことや倒壊時に大きな被害が想定されることなどから、特に耐震化を積極的に推進していきます。	
要緊急安全確認大規模建築物		<ul style="list-style-type: none"> ・病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの ・一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの 	耐震改修促進法附則第3条に定める要緊急安全確認大規模建築物
要安全計画記載建築物	沿道建築物	・県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物	耐震改修促進法第7条に定める要安全確認計画記載建築物
	防災拠点	・県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物	
公共建築物		○公共建築物は、災害時の活動拠点や広域的な重要施設となることや多くの市民が集まることから、特に耐震化を積極的に推進していきます。	市有建築物

※「特定既存耐震不適格建築物」とは

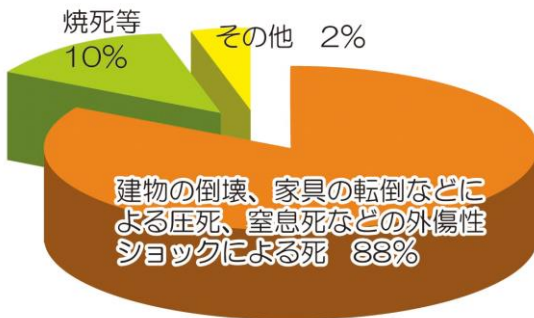
耐震改修促進法で定められた用途及び規模を満たし、かつ、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない既存不適格建築物のことです。

2 住宅・建築物の耐震化を取り巻く状況

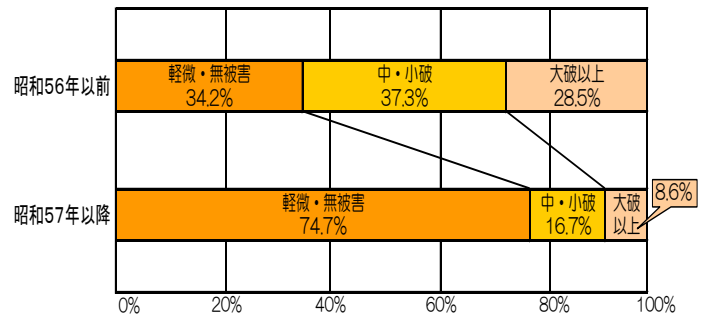
(1) 近年の大地震による被害の状況

阪神・淡路大震災（平成7年）では、10万棟を超える家屋が全壊し、多くの死者が発生しました。地震発生直後の死者数は5,502人（平成7年4月24日現在、警察庁調べ）で、そのうち約9割（4,831人）は住宅の下敷きなどにより命を奪われたことがわかっています。さらに、倒壊した建築物等は、出火及び延焼拡大の要因となり、避難や救援・消火の妨げとなるなど、被害の拡大をまねきました。

宮城県沖地震（昭和53年）の建物被害状況を契機として、昭和56年6月に耐震基準が抜本的に見直されました。阪神・淡路大震災では、昭和56年以前の建築物で「軽微・無被害」が全体の約35%程度であるのに対し、昭和57年以降の建築物では約75%と、被害が大幅に減少しています。



出典：警察白書（平成7年版）



出典：国土交通省ホームページ

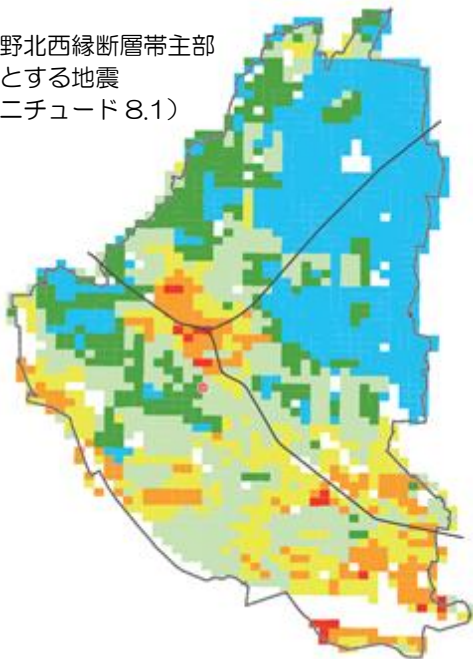
■ 阪神・淡路大震災による死因別死者数 ■

■ 阪神・淡路大震災での建築物被害の状況 ■

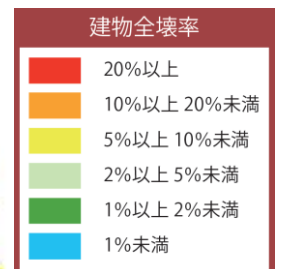
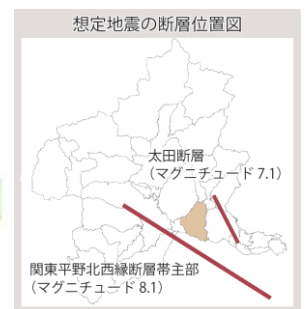
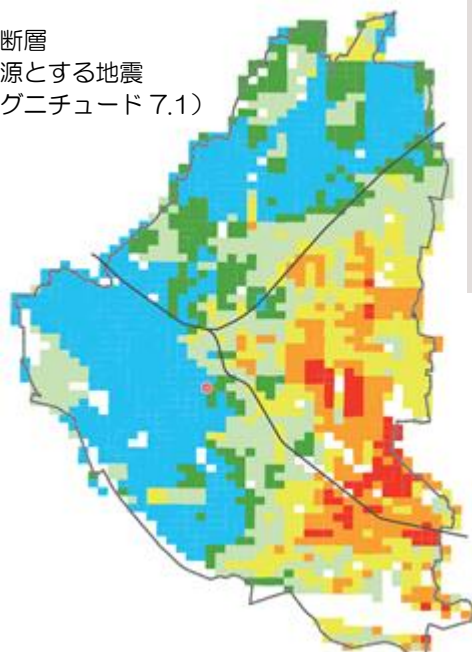
(2) 地震被害想定

群馬県地震被害想定調査（平成24年6月）によると、本市では「関東平野北西縁断層帯主部を震源とする地震（マグニチュード8.1）」と「太田断層を震源とする地震（マグニチュード7.1）」において最大震度6強、建物の全壊4千棟以上、火災による焼失約1千棟（冬18時）、死者2百人以上、避難者数7万人以上（最大）という甚大な被害が予測されています。

関東平野北西縁断層帯主部
を震源とする地震
（マグニチュード8.1）



太田断層
を震源とする地震
（マグニチュード7.1）



■ 建物全壊率分布（群馬県地震被害想定調査に基づく「地域危険度マップ」） ■

3 耐震化の現状と目標

国では住宅の耐震化率を、令和7年までに少なくとも95%にすることを目標にする予定で、耐震診断義務付け対象建築物の耐震率をおおむね解消としています。群馬県では住宅を95%、多数の者が利用する建築物を95%、耐震診断義務付け対象建築物を95%とすることを目標としています。

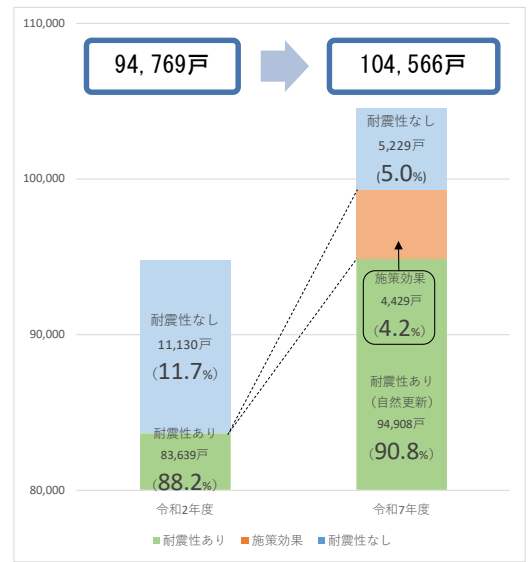
(1) 住宅

住宅の耐震化率の目標⇒95%（令和7年度）

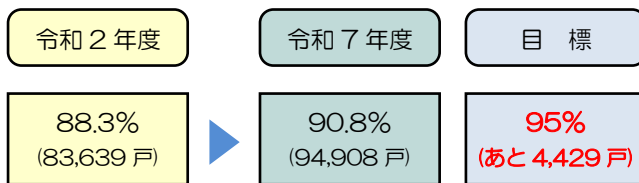
本市においては、国、県における住宅の耐震化の目標及び市の実態を考慮して、**令和7年度の耐震化率の目標を95%に設定します。**

住宅の現状の耐震化率は**88.3%**です。新築、除却等による自然更新を考慮すると、令和7年度の耐震化率は**90.8%**と推計されます。

耐震化率の目標である95%を達成するには、自然更新に加えて、令和7年度までに**4,429戸**（年間886戸）の耐震化が必要です。



■ 住宅の耐震化の現状と目標 ■



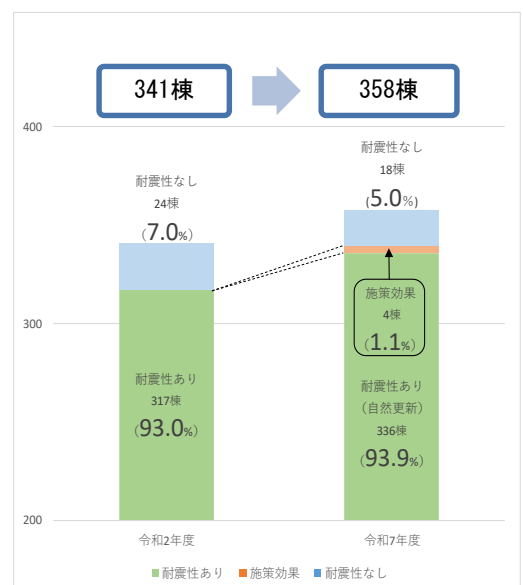
(2) 多数の者が利用する建築物（民間＋市有）

多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標⇒95%（令和7年度）

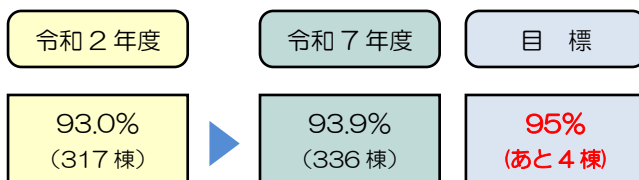
本市においては、県における多数の者が利用する建築物の耐震化の目標と同様に、**令和7年度の耐震化率の目標を95%に設定します。**

多数の者が利用する建築物の現状の耐震化率は**93.0%**です。新築、除却等による自然更新を考慮すると、令和7年度の耐震化率は**93.9%**と推計されます。

耐震化率の目標である95%を達成するには、自然更新に加えて、令和7年度までに**4棟**の耐震化が必要です。



■ 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と目標 ■



(3) 市有建築物

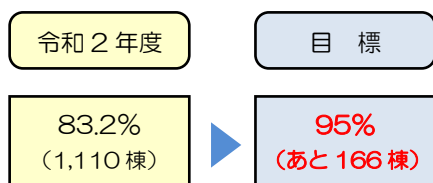
市有建築物全体の耐震化率の目標⇒ 95% (令和7年度)

多数の者が利用する市有建築物の耐震化率の目標⇒ 100% (令和7年度)

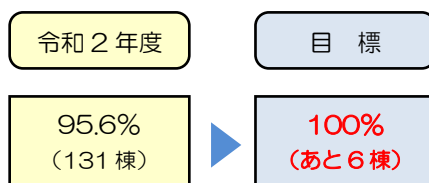
市有建築物全体の耐震化率は **83.2%** です。目標の 95% を達成するためには、令和7年度までに **166 棟** の耐震化が必要です。

また、多数の者が利用する市有建築物の耐震化率は **95.6%** です。多数の者が利用する市有建築物は耐震化率の目標を 100% に定めます。これらの目標を達成するためには、令和7年度までに **6 棟** の耐震化が必要です。

■ 市有建築物全体 ■



■ 多数の者が利用する市有建築物 ■

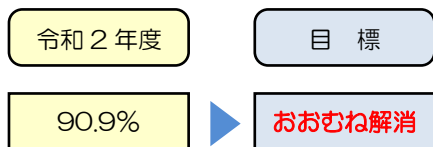


(4) 耐震診断義務付け対象建築物

耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率の目標：おおむね解消 (令和7年度)

本市においては、国における耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標、及び不特定多数の人が利用する大規模建築物であることや、地震発生時に通行を確保すべき道路沿道建築物であることから、**令和7年度の耐震化率の目標をおおむね解消に設定します。**耐震診断義務付け対象建築物の現状の耐震化率は **90.9%** です。あと **2 棟** の耐震化をしていく必要があります。

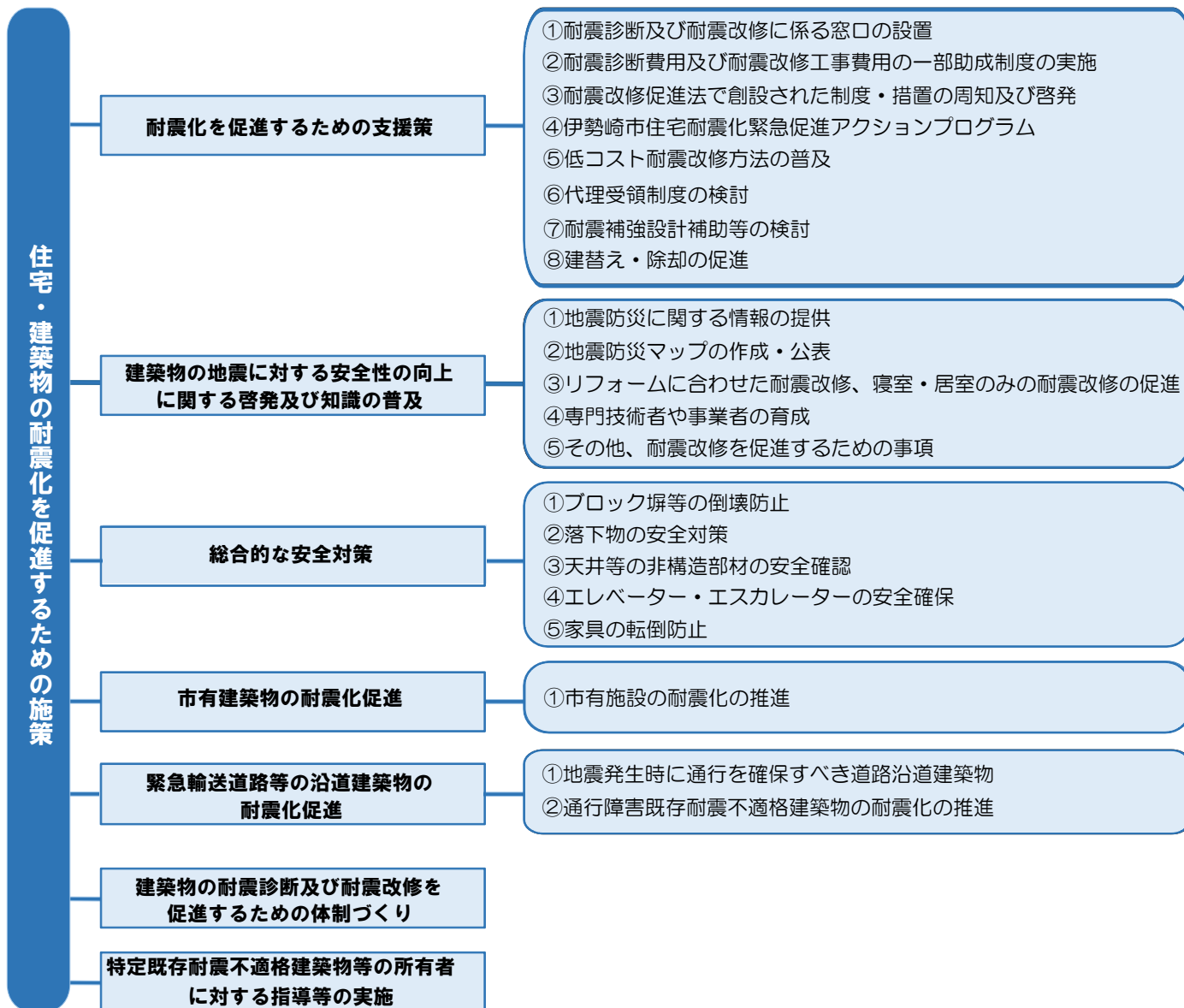
■ 耐震診断義務付け対象建築物 ■



4 耐震化を促進するための施策

住宅・建築物の耐震化は、地域の安全性向上の支障とならないように所有者等の自助努力のもとに、進めることが重要です。

本市は、所有者等の取り組みをできる限り支援するため、耐震改修を進めるための環境整備や負担軽減のための制度の創設など、耐震化を促進するため必要な取り組みを総合的に進めていきます。



■ 耐震化を促進するための施策 ■